

# 福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第1回運営小委員会

- 1 日時 : 令和3年6月24日(木) 16:45~16:55
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室
- 3 出席者 : 【公益代表委員】 2人(定数3人)  
平木 真朗  
富山 敦  
【労働者代表委員】 3人(定数3人)  
河村 敏昭  
小陳 武志  
浜田 紀子  
【使用者代表委員】 3人(定数3人)  
中村 年孝  
境 正義  
吉岡 秀樹  
【福岡労働局】 上村 労働基準部長  
鈴木 賃金室長           ほか

### 4 主要議題

- (1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取について
- (2) 福岡県特定最低賃金審議日程について

### 5 審議内容

委員長       それでは、福岡地方最低賃金審議会第1回運営小委員会を開催いたします。  
              まず、最初に、本会については、福岡地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項に基づき、公開としておりますことをご報告します。  
              議事に入る前に定数の確認でございますけれども、本日は公益代表委員の高田委員が御欠席ですが、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会規程第4条第4項により本会議は成立しております。

本日の議事録の署名については、  
労働者代表委員 浜田委員  
使用者代表委員 吉岡委員  
をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

浜田委員  
吉岡委員

(承諾)

委員長

それでは、議事(1)の「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

(以下を説明)

- ・特定最賃は、関係労使から改正の申し出により、改正審議が行われること。
- ・本年度は、6月30日までに五業種すべての改正の申し出が行われる予定であること。
- ・改正の申し出がなされた場合には、これを受けて局長は、最低賃金審議会に改正の必要性の有無について諮問を行うこと。
- ・労使双方がそれぞれ推薦した意見発表者からの意見聴取と必要性の有無の審議を運営小委員会で行っていただくこと。

《資料 No. 2 「令和3年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】」について説明》

委員長

ただ今の説明について、御質問等はありませんか。

各委員

(なし)

委員長

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取については、ただ今の実施要領のとおり実施することといたします。

次に、議事(2)の「福岡県特定最低賃金審議日程について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

(以下を説明)

- ・7月27日第3回本審、8月17日第2回運営小委員会、8月17日第5回本審、9月15日専門部会合同会議までの開催について、当面のスケジュールとして予定していること。

委員長  ただ今の説明について、御質問等はありませんか。

各委員 (な し)

委員長  それでは、説明のあった審議日程で実施していくことにしたいと思います。  
以上で予定された議事は全て終わりましたが、その他何かありませんか。

各委員 (な し)

委員長  それでは、これをもちまして本日の運営小委員会を閉会させていただきます。  
お疲れ様でした。

公益代表委員  高山敦

労働者代表委員  洪田紀子

使用者代表委員  吉岡秀樹